

## 台風等における対応指針

大雨・洪水・台風等に伴い、尾道市に警報が発令された場合の基本的な対応が、尾道市教育委員会のもとで次のように統一されています。

いずれの場合も、対応についてはメール配信でお知らせしますが、各家庭におかれましても、テレビ等で、警報発令の有無や天候状況を確認していただきますようお願いいたします。

(1) 午前6時の時点で、台風等に伴う『警報』が尾道市に発令されている場合



臨時休業

(2) 午前6時から始業時刻までの間に、『警報』が尾道市に発令された場合



臨時休業

すでに登校した児童への安全確保の徹底、下校体制等の対応をとります。

(3) 児童が登校した後、警報が発令された（また予想される）場合



①授業切り上げ、または学校へ待機のいずれかを決定し、  
②保護者のお迎えによる直接引き渡しをする。

(4) 警報は出ていないが、児童登校前に、地域的に豪雨・強風等になった場合



状況に応じた対応（例えば、自宅待機、臨時休業等）

### 児童への指導

次の内容を基本として指導します。ご家庭でも、ご指導をお願いします。

- ・臨時休業中は外出しない。
- ・増水している河川に近づかない。
- ・高波の恐れのある海岸には近づかない。
- ・地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。

### その他

- (1) 臨時休業の際は、学校給食は停止します。
- (2) 原則として、放課後子ども教室は活動中止になります。